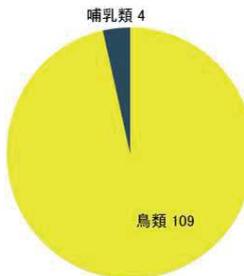


野生鳥獣救護センターだより

京都市域において、京都府と京都市が協力して野生鳥獣救護事業を実施しています。動物園内の救護センターでは、病気や怪我で運び込まれた鳥類とほ乳類について、治療を行っています。回復した動物は京都府の職員によって適切な場所に放たれます。

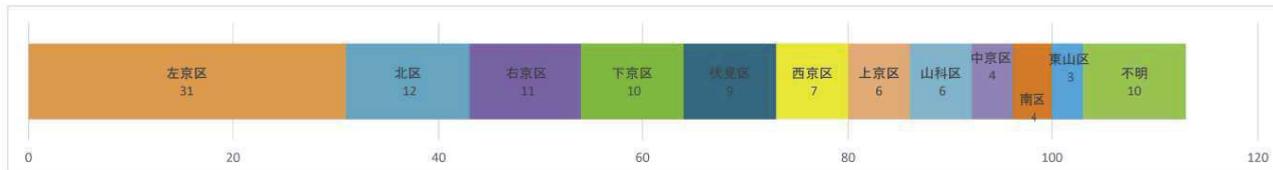
◆救護された動物◆

平成26年度に野生鳥獣救護センターに届けられた動物は、鳥類が44種109点（89.9%），ほ乳類が2種4点（10.1%），計113点でした。鳥類ではメジロやツバメなど市街地でも良く見られる種が、哺乳類の保護はほとんどなくアブラコウモリ3頭が救護されました。



◆救護された地域◆

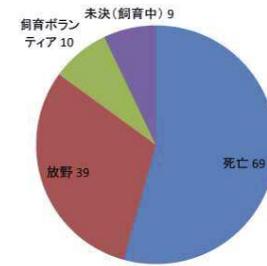
左京区、右京区、北区での救護件数が多く、全救護数の約半数を占めています。



◆動物たちのその後◆

平成26年度に届けられた113点と、前年度から引き継いだ15点の合計128点の動物のうち、69点（31%）を野生に戻しました。

鳥獣の救護原因では、巣でのトラブルや誤認救護などヒナに関するものが約20%と多く、また、動物による襲撃による救護も多くなっています（12%）。



数値は届けられた実数です



右翼骨折のハヤブサ
近年ハヤブサの保護が
増加している



アオバズク
激突による眼内出血



ホンドギツネ
交通事故と思われる怪我
で保護

◆救護の対象外となった動物◆

平成25年度10月より、鳥類ではドバト・キジバト・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ムクドリ・カワウ、哺乳類ではホンドタヌキ・ニホンジカ・ニホンイノシシ・ハクビシン・ニホンアナグマ・ニホンザルが、農林被害や生活被害が大きいことから救護の対象外となっています。

◆飼育ボランティア募集◆

救護された中には、元気にはなったものの自然に戻せない動物がいます。そこで、京都府民の方で動物を飼育していただけるボランティアを募集しています。飼育ボランティアの対象となっている動物については京都府森林保全課にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当
京都市動物園

電話075-414-5022
電話075-771-0210